

審決取消請求事件

知的財産高等裁判所:平成 21 年(行ケ)10023 号 判決日:平成 21 年 7 月 21 日

判決:請求棄却(認容)

商標法 3 条 1 項 3 号、2 項、56 条

キーワード:記述的商標、自他商品等識別力など

[概要(経緯)] (出願関連は被告)

H12 年～:キムチを販売開始

H16.2.13:「こくうま」+小さく「東海漬物」を表示して、

「加工野菜、豆乳、カレーのもとなど」(29 類)を出願 ⇒登録 (11/15)

H16.2.26:「こくうま」+小さく「東海漬物」+「キムチ」+赤色主体のパッケージで、

「キムチ」(29 類)を出願 ⇒登録 (11/26)

H16.5～:「こくうま」+小さく「東海漬物」を表示して、キムチを販売

H17 年～:「プチこくうま」を表示して、小分け包装のキムチを販売

H17.6.21:本件商標「こくうま」のみを表示して、

「食用油脂、加工野菜、カレーのもとなど」(29 類)を出願

H18.1.24:拒絶理由通知 3 条 1 項 3 号 ⇒補正 「キムチ」(29 類) ⇒登録査定

H19.1.26:本件商標登録

H20 年前半:被告から原告に警告

H20.4.28:原告が本件商標に対して無効審判請求

H20.12.19:棄却審決(商標維持)

H21 年前半:原告が審決取消訴訟提起

H21.7.21:判決言い渡し「請求棄却」

[本件商標]

指定商品:第 29 類、「キムチ」

こくうま

[争点] (裁判所の判断のあったもの・重要なもの)

① 商標法 3 条 1 項 3 号の該当性の有無 ② 商標法 56 条(特許法 153 条 2 項)違反の有無

[裁判所の判断]

① 商標法 3 条 1 項 3 号の該当性の有無

(i)「こくうま」の語は、本件商標の登録査定時前に辞書に掲載事実なし。

つまり、日本語として一般的に用いられる語とまでは言えない。

(ii)「キムチ」に「こくうま」は、食品の品質等を暗示ないし、間接的に表示するものであるが、直接的な表示とは言えない。

間接的な表示の場合は、3 条 1 項 3 号には該当しない(審査基準)。

(iii)カレーの素やラーメンなどに本件商標登録査定時前に、様々な商品に「こくうま」を使用。しかし、「キムチ」への使用は被告商品のみ。

(iv)原告は、「こくうま」「コクうま」「こく旨」を出願後、拒絶確定(3 条 1 項 3 号)。

しかし、この際の指定商品は 30 類であり、本件商標の 29 類とは相違。

29 類のキムチにまで「こくうま」などが認識されていたとは言えない。

(v)本件商標は、「キムチの品質自体を表示するものとして認識される」とまでは言えなので、本件商標は、「独占的応性を欠く」とまでは言えない。

(vi)よって、審決の判断には誤りはない。

② 商標法 56 条（特許法 153 条 2 項）違反の有無

- (i) 審決は、「キムチ」は「コク」と「旨み」を重視するものではなく、「辛さ」と「旨み」が重要であり、これに基づき審理判断を下した。
- (ii) 原告は、これは、当事者の申し立てない理由によって、審決を下したもので、原告(当事者)に申し立ての機会を与えないのは、違法と主張。
- (iii) しかし、56 条は、新たな無効理由を根拠にしたり、主要事実を差し替えたりした場合に、当事者の不意打ちにならないようにするため、規定されたもの。本件においては、3 条 1 項 3 号に該当するか否かの判断のため、その理由づけとして、判断された 間接事実に過ぎない。
- (iv) よって、本件の場合は、「当事者の主張していない理由」に基づいて判断されたとは言えず、違法には該当しない。

[コメント]

(関連する判例がある場合には記載)

[議論事項]

研究会で出された議論、意見

[参考]

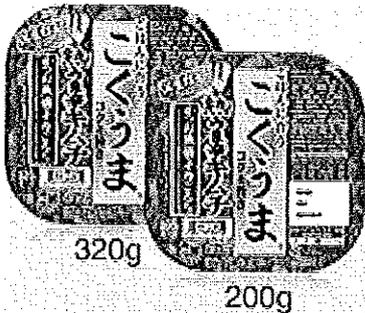
★指定商品

29 類：「食用油脂、加工野菜、ふりかけ、食肉、カレーのもとなど」

30 類：「菓子、パン、すし、酒かす、餃子、肉まんじゅうなど」

★原告は、指定商品 30 類、商標「こくうま」「コクうま」「こく旨」について、H19.12.5 に 3 条 1 項 3 号に基づき、拒絶審決を受けている。

★被告の使用商品（現在）



★原告の使用商品（現在）



★原告は、被告から警告を受けた後、H20.4.16 に指定商品「肉製品、加工野菜及び加工果実、油揚げ、豆乳、豆腐、納豆、カレーのもと、ふりかけなど（29 類）」の商標出願を行い、H21.1.23 に登録を受けている。

旨こく